

第 42 号議案

豊後大野市営駐車場条例等の一部改正について

豊後大野市営駐車場条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和元年 6 月 17 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

令和元年 10 月 1 日から消費税（地方消費税を含む。）の税率が 8%から 10%へ引き上げられることに伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市営駐車場条例等の一部を改正する条例

(豊後大野市営駐車場条例の一部改正)

第1条 豊後大野市営駐車場条例(平成17年豊後大野市条例第29号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,570円」を「2,610円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「510円」を「520円」に、「300円」を「310円」に改める。

(豊後大野市行政財産使用料条例の一部改正)

第2条 豊後大野市行政財産使用料条例(平成17年豊後大野市条例第69号)の一部を次のように改正する。

別表備考2中「1,080円」を「1,100円」に改める。

(豊後大野市総合文化センター条例の一部改正)

第3条 豊後大野市総合文化センター条例(平成17年豊後大野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第13条、第20条関係)

| 施設等区分 | | | 利用時間区分 | | | | | | 使用料(円) | | | | | |
|-----------------------|--------------------|-------------------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|-----------------|
| | | | 午前 | | 午後 | | 夜間 | | 午前・午後 | | 午後・夜間 | | 全日 | |
| | | | 9:00~ 12:00 | 13:00~ 17:00 | 18:00~ 22:00 | 9:00~ 17:00 | 13:00~ 22:00 | 18:00~ 22:00 | 9:00~ 17:00 | 13:00~ 22:00 | 18:00~ 22:00 | 9:00~ 22:00 | 13:00~ 22:00 | 18:00~ 22:00 |
| 大ホール (楽 屋 付) | 平日 | 入場料を徴収しない場合 | 26,500 | 43,160 | 52,900 | 69,660 | 96,060 | 122,560 | | | | | | |
| | | 入場料の額が1,000円未満の場合 | 39,750 | 64,740 | 79,350 | 104,490 | 144,090 | 183,840 | | | | | | |
| | | 入場料の額が1,000円以上 3,000円未満の場合 | 53,000 | 86,320 | 105,800 | 139,320 | 192,120 | 245,120 | | | | | | |
| | | 入場料の額が3,000円以上 | 66,250 | 107,900 | 132,250 | 174,150 | 240,150 | 306,400 | | | | | | |
| | 土曜日・ 日曜日・ 休日 | 入場料を徴収しない場合 | 31,740 | 51,750 | 63,480 | 83,490 | 115,230 | 146,970 | | | | | | |
| | | 入場料の額が1,000円未満の場合 | 47,610 | 77,620 | 95,220 | 125,230 | 172,840 | 220,450 | | | | | | |
| | | 入場料の額が1,000円以上 3,000円未満の場合 | 63,480 | 103,500 | 126,960 | 166,980 | 230,460 | 293,940 | | | | | | |
| | | 入場料の額が3,000円以上 | 79,350 | 129,370 | 158,700 | 208,720 | 288,070 | 367,420 | | | | | | |
| 小ホール (楽 屋) | 平日 | 入場料を徴収しない場合 | 8,590 | 14,140 | 17,390 | 22,730 | 31,530 | 40,120 | | | | | | |
| | | 入場料の額が1,000円未満の場合 | 12,880 | 21,210 | 26,080 | 34,090 | 47,290 | 60,170 | | | | | | |
| | | 入場料の額が1,000円以上 3,000円未満の場合 | 17,180 | 28,280 | 34,780 | 45,460 | 63,060 | 80,240 | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|---------------------------|---------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 付) | | 入場料の額が3,000円以上の場合 | 21,470 | 35,350 | 43,470 | 56,820 | 78,820 | 100,290 |
| | 土曜日・日曜日・休日 | 入場料を徴収しない場合 | 10,260 | 16,970 | 20,840 | 27,230 | 37,810 | 48,070 |
| | | 入場料の額が1,000円未満の場合 | 15,390 | 25,450 | 31,260 | 40,840 | 56,710 | 72,100 |
| | | 入場料の額が1,000円以上3,000円未満の場合 | 20,520 | 33,940 | 41,680 | 54,460 | 75,620 | 96,140 |
| | | 入場料の額が3,000円以上の場合 | 25,650 | 42,420 | 52,100 | 68,070 | 94,520 | 120,170 |
| リハーサル室 | 平日 | 2,510 | 4,190 | 5,130 | 6,700 | 9,320 | 11,830 | |
| | 土曜日・日曜日・休日 | 2,930 | 5,020 | 6,070 | 7,950 | 11,090 | 14,020 | |
| 練習室(大) | 平日 | 1,250 | 2,090 | 2,560 | 3,340 | 4,650 | 5,900 | |
| | 土曜日・日曜日・休日 | 1,460 | 2,510 | 3,030 | 3,970 | 5,540 | 7,000 | |
| 練習室(小) | 平日 | 620 | 1,040 | 1,270 | 1,660 | 2,310 | 2,930 | |
| | 土曜日・日曜日・休日 | 730 | 1,250 | 1,510 | 1,980 | 2,760 | 3,490 | |
| 和室 | 1室 | 1,230 | 1,660 | 1,660 | 2,890 | 3,320 | 4,550 | |
| | 2室 | 2,460 | 3,320 | 3,320 | 5,780 | 6,640 | 9,100 | |
| 第1会議室 | | 2,070 | 2,770 | 2,770 | 4,840 | 5,540 | 7,610 | |
| 第2会議室 | | 1,380 | 1,850 | 1,850 | 3,230 | 3,700 | 5,080 | |
| 第3会議室 | | 840 | 1,140 | 1,140 | 1,980 | 2,280 | 3,120 | |
| ギャラリー | 入場料を徴収しない場合(1日につき) 9,420 | | | | | | | |
| | 入場料を徴収する場合(1日につき) 23,550 | | | | | | | |
| 楽屋(大) | | 1,000 | 1,670 | 2,050 | 2,670 | 3,720 | 4,720 | |
| 楽屋(中) | | 620 | 1,040 | 1,280 | 1,660 | 2,320 | 2,940 | |
| 楽屋(小) | | 440 | 730 | 900 | 1,170 | 1,630 | 2,070 | |
| エントランスホール(1-1) | 1日につき 6,220 | | | | | | | |
| エントランスホール(1-2) | 1日につき 7,730 | | | | | | | |
| 1階ロビー | 1日につき 4,900 | | | | | | | |
| 駐車場 (文化センター利用者以外の者が利用する場合) | 入場料を徴収しない場合(1日につき) 39,800 | | | | | | | |
| | 入場料を徴収する場合(1日につき) 99,500 | | | | | | | |
| レストラン(2階ビュッフェを含む。) | 月額 55,000 | | | | | | | |

(愛の園生朝倉文夫記念公園条例の一部改正)

第4条 愛の園生朝倉文夫記念公園条例(平成17年豊後大野市条例第118号)の一部を次のように改正する。

別表中「3,240円」を「3,300円」に、「32,400円」を「33,000円」に、「54,000円」を「55,000円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「510円」を「520円」に、「1,020円」を「1,040円」に改める。

(豊後大野市神楽会館条例の一部改正)

第5条 豊後大野市神楽会館条例(平成20年豊後大野市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表(備考以外の部分に限る。)を次のように改める。

別表(第11条、第17条関係)

神楽会館使用料

| 利用時間区分 施設等区分 | | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・午後 | 午後・夜間 | 全日 | 摘要 |
|--------------------|--------------------------|----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|----------------|-----------------------|
| | | 8:30~ 12:00 | 12:00~ 17:00 | 17:00~ 22:00 | 8:30~ 17:00 | 12:00~ 22:00 | 8:30~ 22:00 | |
| 多目的ホール (客席使用) | 入場料等を徴収しない場合 | 5,440円 | 6,280円 | 6,280円 | 11,720円 | 12,560円 | 18,000円 | 左記の使用料には、冷暖房料金相当額を含む。 |
| | 入場料等が1,000円未満の場合 | 8,160円 | 9,420円 | 9,420円 | 17,580円 | 18,840円 | 27,000円 | |
| | 入場料等が1,000円以上3,000円未満の場合 | 10,880円 | 12,560円 | 12,560円 | 23,440円 | 25,120円 | 36,000円 | |
| | 入場料等が3,000円以上の場合 | 13,600円 | 15,700円 | 15,700円 | 29,300円 | 31,400円 | 45,000円 | |
| 多目的ホール (客席使用なし) | 入場料等を徴収しない場合 | 1,540円 | 2,200円 | 2,200円 | 3,740円 | 4,400円 | 5,940円 | |
| | 入場料等を徴収する場合 | 3,080円 | 4,400円 | 4,400円 | 7,480円 | 8,800円 | 11,880円 | |
| | 冷暖房使用料 | 1,540円 | 2,200円 | 2,200円 | 3,740円 | 4,400円 | 5,940円 | |
| 楽屋 | 1室使用 | 440円 | 500円 | 500円 | 940円 | 1,000円 | 1,440円 | 左記の使用料には、冷暖房料金相当額を含む。 |
| | 2室使用 | 880円 | 1,000円 | 1,000円 | 1,880円 | 2,000円 | 2,880円 | |
| 駐車場半 | 入場料等を徴収し | 3,700円 | 4,730円 | 4,730円 | 8,430円 | 9,460円 | 13,160円 | 原則として、利用 |

| | | | | | | | | |
|-----------------------|---------------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|------------------------------|
| 面 (124 台相 当) | ない場合 | | | | | | | 日の1か 月前まで に申請を 完了する |
| | 入場料等 を徴収す る場合 | 9,250円 | 11,820円 | 11,820円 | 21,070円 | 23,640円 | 32,890円 | |

| | | | | | | | | |
|-----------------------------------|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|------------|
| 駐車 場全 面 (182 台相 当) | 入場料等 を徴収し ない場合 | 5,550円 | 7,090円 | 7,090円 | 12,640円 | 14,180円 | 19,730円 | ものとす る。 |
| | 入場料等 を徴収す る場合 | 13,870円 | 17,720円 | 17,720円 | 31,590円 | 35,440円 | 49,310円 | |
| かぐ ら広 場 | 入場料等 を徴収し ない場合 | 1,570円 | 1,990円 | 1,990円 | 3,560円 | 3,980円 | 5,550円 | |
| | 入場料等 を徴収す る場合 | 3,920円 | 4,970円 | 4,970円 | 8,890円 | 9,940円 | 13,860円 | |

(豊後大野市サイクリングハブ施設条例の一部改正)

第6条 豊後大野市サイクリングハブ施設条例(平成30年豊後大野市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,780円」を「3,850円」に、「当り」を「当たり」に改める。

(豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正)

第7条 豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成17年豊後大野市条例第164号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「820円」を「830円」に、「1,850円」を「1,870円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「319円」を「320円」に改める。

(豊後大野市コミュニティセンター条例の一部改正)

第8条 豊後大野市コミュニティセンター条例(平成17年豊後大野市条例第155号)の一部を次のように改正する。

別表中「2,160」を「2,200」に、「3,240」を「3,300」に、「4,320」を「4,400」に、「6,480」を「6,600」に、「5,400」を「5,500」に、「7,560」を「7,700」に、「10,800」を「11,000」に、「1,080」を「1,100」に、「1,510」を「1,540」に、「2,590」を「2,640」に、「4,750」を「4,840」に、「3,670」を「3,740」に、「6,910」を「7,040」に、「540」を「550」に、「750」を「770」に、「1,290」を「1,320」に、「2,370」を「2,420」に、「1,830」を「1,870」に、「3,450」を「3,520」に改める。

(豊後大野市隣保館条例の一部改正)

第9条 豊後大野市隣保館条例(平成17年豊後大野市条例第156号)の一部を次のように改正する。

別表中「540」を「550」に、「1,080」を「1,100」に、「750」を「770」に、「1,290」を「1,320」に、「2,160」を「2,200」に、「2,370」を「2,420」に、「1,830」を「1,870」に、「3,450」を「3,520」に改め、同表備考中「510」を「520」に改める。

(豊後大野市介護予防拠点施設条例の一部改正)

第10条 豊後大野市介護予防拠点施設条例(平成17年豊後大野市条例第140号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「540円」を「550円」に改める。

(豊後大野市朝地憩いの村条例の一部改正)

第11条 豊後大野市朝地憩いの村条例(平成17年豊後大野市条例第146号)の一部を次のように改正する。

別表中「640円」を「660円」に改める。

(豊後大野市老人軽作業所条例の一部改正)

第12条 豊後大野市老人軽作業所条例(平成17年豊後大野市条例第149号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,540円」を「1,570円」に、「300円」を「310円」に改め、同表備考中「510円」を「520円」に改める。

(豊後大野市農林水産物直売所条例の一部改正)

第13条 豊後大野市農林水産物直売所条例(平成17年豊後大野市条例第182号)の一部を次のように改正する。

第13条中「20,570円」を「20,950円」に改める。

(豊後大野市農村環境改善センター条例の一部改正)

第14条 豊後大野市農村環境改善センター条例(平成17年豊後大野市条例第184号)の一部を次のように改正する。

別表中「760円」を「770円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「1,190円」を「1,210円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「640円」を「660円」に、「860円」を「880円」に、「1,510円」を「1,540円」に、「540円」を「550円」に、「970円」を「990円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「2,480円」を「2,530円」に改める。

別表(附帯施設)の表中「210円」を「220円」に、「540円」を「550円」に改める。

(豊後大野市神楽の里ふれあいセンター条例の一部改正)

第15条 豊後大野市神楽の里ふれあいセンター条例(平成17年豊後大野市条例第120号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,020円」を「1,040円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「710円」を「730円」に、「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に、「510円」

を「520 円」に、「2,050 円」を「2,090 円」に、「3,080 円」を「3,140 円」に、「2,570 円」を「2,610 円」に改める。

(豊後大野市内山観音周辺観光施設条例の一部改正)

第16条 豊後大野市内山観音周辺観光施設条例(平成17年豊後大野市条例第198号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,080 円」を「1,100 円」に、「540 円」を「550 円」に、「4,320 円」を「4,400 円」に、「2,160 円」を「2,200 円」に、「320 円」を「330 円」に改める。

(豊後大野市大辻公園管理棟条例の一部改正)

第17条 豊後大野市大辻公園管理棟条例(平成17年豊後大野市条例第199号)の一部を次のように改正する。

別表中「1,020 円」を「1,040 円」に改める。

(豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例の一部改正)

第18条 豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例(平成17年豊後大野市条例第201号)の一部を次のように改正する。

別表中「7,560 円」を「7,700 円」に、「2,700 円」を「2,750 円」に、「8,640 円」を「8,800 円」に、「10,800 円」を「11,000 円」に、「900 円」を「910 円」に改める。

(豊後大野市俣楽の郷伝承体験館条例の一部改正)

第19条 豊後大野市俣楽の郷伝承体験館条例(平成17年豊後大野市条例第204号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の表中「300 円」を「310 円」に、「510 円」を「520 円」に、「2,050 円」を「2,090 円」に、「3,080 円」を「3,140 円」に、「1,540 円」を「1,570 円」に改める。

別表(2)の表中

「

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 4,110 | 8,220 | 10,280 | 10,280 | 15,420 | 18,510 |
| 6,170 | 12,340 | 15,420 | 16,450 | 24,680 | 28,790 |
| 8,220 | 16,450 | 20,570 | 22,620 | 32,910 | 39,080 |
| 10,280 | 20,570 | 25,710 | 26,740 | 41,140 | 49,370 |
| 4,930 | 9,870 | 12,340 | 12,340 | 18,510 | 22,210 |
| 7,400 | 14,810 | 18,510 | 19,740 | 29,620 | 34,560 |
| 9,870 | 19,740 | 24,680 | 27,150 | 39,490 | 46,900 |
| 12,340 | 24,680 | 30,850 | 32,090 | 49,370 | 59,240 |
| 3,080 | 5,140 | 4,110 | 8,220 | 9,250 | 12,340 |

を

」

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 4,190 | 8,380 | 10,470 | 10,470 | 15,710 | 18,850 |
| 6,280 | 12,570 | 15,710 | 16,760 | 25,140 | 29,330 |
| 8,380 | 16,760 | 20,950 | 23,040 | 33,520 | 39,800 |
| 10,470 | 20,950 | 26,190 | 27,230 | 41,900 | 50,280 |
| 5,020 | 10,050 | 12,570 | 12,570 | 18,850 | 22,620 |
| 7,540 | 15,080 | 18,850 | 20,110 | 30,170 | 35,200 |
| 10,050 | 20,110 | 25,140 | 27,650 | 40,220 | 47,770 |
| 12,570 | 25,140 | 31,420 | 32,680 | 50,280 | 60,340 |
| 3,140 | 5,230 | 4,190 | 8,380 | 9,420 | 12,570 |

改める。

別表設備器具等の表中「2,050円」を「2,090円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「300円」を「310円」に、「510円」を「520円」に改める。

(豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例の一部改正)

第20条 豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例(平成17年豊後大野市条例第206号)の一部を次のように改正する。

別表中「32,400円」を「33,000円」に、「17,280円」を「17,600円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に改める。

(豊後大野市道の駅条例の一部改正)

第21条 豊後大野市道の駅条例(平成18年豊後大野市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2中「2,050円」を「2,090円」に、「7,190円」を「7,330円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「51,420円」を「52,380円」に、「20,570円」を「20,950円」に、「3,080円」を「3,140円」に、「10,280円」を「10,470円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「102,850円」を「104,760円」に、「1,020円」を「1,040円」に、「1,180円」を「1,200円」に、「660円」を「680円」に改める。

(豊後大野市里の駅やすらぎ交差点条例の一部改正)

第22条 豊後大野市里の駅やすらぎ交差点条例(平成18年豊後大野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「51,420円」を「52,380円」に改める。

(豊後大野市立学校施設の開放に関する条例の一部改正)

第23条 豊後大野市立学校施設の開放に関する条例(平成17年豊後大野市条例第

125号)の一部を次のように改正する。

別表第2(1)の表中「270円」を「280円」に、「540円」を「550円」に、「250円」を「260円」に改める。

別表第2(2)の表中「270円」を「280円」に、「540円」を「550円」に改める。

別表第2(3)の表中「270円」を「280円」に、「540円」を「550円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「8,640円」を「8,800円」に、「10,690円」を「10,890円」に改める。

別表第2(4)から別表第2(7)までの表中「270円」を「280円」に、「540円」を「550円」に改める。

別表第3中「1,080円」を「1,100円」に、「540円」を「550円」に、「210円」を「220円」に改める。

(豊後大野市公民館条例の一部改正)

第24条 豊後大野市公民館条例(平成17年豊後大野市条例第114号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の表中「760円」を「770円」に、「860円」を「880円」に、「2,380円」を「2,420円」に、「430円」を「440円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「540円」を「550円」に、「640円」を「660円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「320円」を「330円」に、「960円」を「990円」に、「1,400円」を「1,430円」に、「210円」を「220円」に、「630円」を「660円」に改める。

別表(2)の表中「540円」を「550円」に、「640円」を「660円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「320円」を「330円」に、「960円」を「990円」に改める。

別表(3)の表中「2,160円」を「2,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「540円」を「550円」に、「640円」を「660円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「320円」を「330円」に、「960円」を「990円」に改める。

別表(4)の表中「2,160円」を「2,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「540円」を「550円」に、「640円」を「660円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「320円」を「330円」に、「960円」を「990円」に改める。

別表(5)の表中「540円」を「550円」に、「640円」を「660円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「320円」を「330円」に、「960円」を「990円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に改める。

別表(6)の表中「2,160円」を「2,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「540円」を「550円」に、「640円」を「660円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「320円」を「330円」に、「960円」を「990円」に改める。

別表(7)の表中「2,160円」を「2,200円」に、「6,480円」を「6,600円」に、「540円」を「550円」に、「640円」を「660円」に、「1,720円」を「1,760円」に、「320円」を「330円」に改める。

円」を「330円」に、「960円」を「990円」に改める。

別表備考3中「510円」を「520円」に改め、同表備考3に次のただし書を加える。

ただし、1時間を単位として利用の許可をする場合は、備考2後段の規定を準用する。

(豊後大野市体育施設条例の一部改正)

第25条 豊後大野市体育施設条例（平成17年豊後大野市条例第122号）の一部を次のように改正する。

別表第3(1)の表中「210円」を「220円」に、「640円」を「660円」に、「320円」を「330円」に、「970円」を「990円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「540円」を「550円」に、「1,620円」を「1,650円」に、「3,240円」を「3,300円」に、「270円」を「280円」に、「810円」を「820円」に改める。

別表第3(2)の表中「210円」を「220円」に、「640円」を「660円」に、「430円」を「440円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に改める。

別表第3(3)の表中「320円」を「330円」に、「970円」を「990円」に、「640円」を「660円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「210円」を「220円」に、「430円」を「440円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「540円」を「550円」に、「1,620円」を「1,650円」に改める。

別表第3(4)の表中「320円」を「330円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「270円」を「280円」に、「810円」を「820円」に、「540円」を「550円」に、「1,620円」を「1,650円」に改める。

別表第3(5)の表中「320円」を「330円」に、「970円」を「990円」に、「640円」を「660円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「210円」を「220円」に、「430円」を「440円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「5,400円」を「5,500円」に改める。

別表第3(6)の表中「320円」を「330円」に、「970円」を「990円」に、「640円」を「660円」に、「1,940円」を「1,980円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「210円」を「220円」に、「430円」を「440円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「2,700円」を「2,750円」に、「5,400円」を「5,500円」に、「540円」を「550円」に、「1,620円」を「1,650円」に改める。

別表第3(7)の表中「210円」を「220円」に、「640円」を「660円」に、「430円」を「440円」に、「1,290円」を「1,320円」に、「1,080円」を「1,100円」に、「2,160円」を「2,200円」に、「4,320円」を「4,400円」に、「320円」を「330円」に、「270円」を「280円」に、「810円」を「820円」に、「540円」を「550円」に、「1,620円」を「1,650円」に改める。

(豊後大野市大原総合体育館条例の一部改正)

第26条 豊後大野市大原総合体育館条例(平成17年豊後大野市条例第123号)の一部を次のように改正する。

別表(1)の表中「610円」を「620円」に、「2,460円」を「2,510円」に、「300円」を「310円」に、「1,230円」を「1,250円」に、「820円」を「830円」に、「4,930円」を「5,020円」に、「1,640円」を「1,670円」に、「6,170円」を「6,280円」に、「123,420円」を「125,710円」に、「2,050円」を「2,090円」に、「41,140円」を「41,900円」に改める。

別表(2)の表中「610円」を「620円」に、「300円」を「310円」に、「1,540円」を「1,570円」に、「6,170円」を「6,280円」に改める。

別表(3)及び別表(4)の表中「610円」を「620円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の豊後大野市営駐車場条例別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の豊後大野市行政財産使用料条例別表の規定は、施行日以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の豊後大野市総合文化センター条例別表の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の愛の園生朝倉文夫記念公園条例別表の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料等について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料等については、なお従前の例による。
- 6 第5条の規定による改正後の豊後大野市神楽会館条例別表の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 7 第6条の規定による改正後の豊後大野市サイクリングハブ施設条例別表の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る

る使用料については、なお従前の例による。

- 8 第7条の規定による改正後の豊後大野市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、施行日以後の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料について適用し、施行日前の一般廃棄物の収集、運搬又は処分に係る手数料については、なお従前の例による。
- 9 第8条の規定による改正後の豊後大野市コミュニティセンター条例別表の規定は、施行日以降の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 10 第9条の規定による改正後の豊後大野市隣保館条例別表の規定は、施行日以降の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 11 第10条の規定による改正後の豊後大野市介護予防拠点施設条例別表第2の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 12 第11条の規定による改正後の豊後大野市朝地憩いの村条例別表の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 13 第12条の規定による改正後の豊後大野市老人軽作業所条例別表の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 14 第13条の規定による改正後の豊後大野市農林水産物直売所条例第13条の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 15 第14条の規定による改正後の豊後大野市農村環境改善センター条例別表の規定は、施行日以後の利用に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 16 第15条の規定による改正後の豊後大野市神楽の里ふれあいセンター条例別表の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 17 第16条の規定による改正後の豊後大野市内山観音周辺観光施設条例別表第2の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 18 第17条の規定による改正後の豊後大野市大辻公園管理棟条例別表の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 19 第18条の規定による改正後の豊後大野市奥嶽川自然公園井崎河川公園キャンプ場条例別表の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

- 20 第 19 条の規定による改正後の豊後大野市俣楽の郷伝承体験館条例別表の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 21 第 20 条の規定による改正後の豊後大野市祖母山麓尾平青少年旅行村条例別表の規定は、指定管理者が、施行日以後の利用の許可に係る利用料金を定める場合について適用し、施行日前の利用の許可に係る利用料金を定める場合については、なお従前の例による。
- 22 第 21 条の規定による改正後の豊後大野市道の駅条例別表第 2 の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 23 第 22 条の規定による改正後の豊後大野市里の駅やすらぎ交差点条例別表の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 24 第 23 条の規定による改正後の豊後大野市立学校施設の開放に関する条例別表第 2 及び別表第 3 の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 25 第 24 条の規定による改正後の豊後大野市公民館条例別表の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 26 第 25 条の規定による改正後の豊後大野市体育施設条例別表第 3 の規定は、施行日以後の利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 27 第 26 条の規定による改正後の豊後大野市大原総合体育館条例別表の規定は、指定管理者が、施行日以後の利用の許可に係る利用料金を定める場合について適用し、施行日前の利用の許可に係る利用料金を定める場合については、なお従前の例による。